

# 外務員研修・資格試験規則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、定款第67条の規定に基づき実施する、登録外務員講習会（以下「講習会」という。）、外務員登録資格試験（以下「試験」という。）及び登録更新講習（以下「更新講習」という。）に関し必要な事項を定める。

## 第 2 章 登録外務員講習会

### (講習会の開設)

第 2 条 本会は、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第200条に規定する外務員（以下「外務員」という。）の登録を受けようとする者に対し、外務員として必要な知識を与え、もってその資質の向上を図るため、講習会を開設する。

### (受講資格)

第 3 条 講習会を受講することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 会員の役員又は使用人
- (2) 会員以外の商品取引員の役員又は使用人
- (3) 法第190条の許可を受けようとする者であって別に定める書類を本会に提出したもの（以下「未許可法人」という。）の役員又は使用人
- (4) 会員、会員以外の商品取引員及び未許可法人が役員又は使用人として6カ月以内に採用しようとする者

### (講義科目)

第 4 条 講習会は、1開催25時間以上とし、講義科目、内容及び講義時間は、別表のとおりとする。

ただし、定款第42条第1項第4号の研修委員会（以下「研修委員会」という。）が必要と認めたときは、講義科目を追加することができる。

#### （講習会の実施）

第5条 講習会の開催日程、開催地その他講習会の実施に関し必要な事項は、研修委員会の議を経て会長がこれを定める。

#### （修了証書の交付）

第6条 本会は、外務員の登録を受けるために必要があると認めたときは、講習会の受講を修了した者に対し、所定の「登録外務員講習修了証書」を交付する。

### 第 3 章 外務員登録資格試験

#### （資格試験）

第7条 本会は、外務員の資格を取得しようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。

#### （受験資格）

第8条 試験を受けることができる者は、第3条各号に定める者であつて、次の各号のいずれかの受講を修了した者とする。

- (1) 第2条に定める講習会の講習
- (2) その他本会が(1)に代わるものとして認定した講習

#### （試験科目等）

第9条 試験は、次の科目について行うものとする。

- (1) 商品先物市場論
- (2) 商品取引所法令・諸規程
- (3) 受託業務の基礎知識
- (4) 上場商品の基礎知識
- (5) その他、定款第46条の外務員登録等資格委員会（以下「資格委員会」という。）

が必要と認めた科目

2 出題の範囲、問題の形式及び数、試験の所要時間、合格判定基準等については、資格委員会が別に定める。

#### (試験の実施)

第10条 試験の実施日時、実施地その他試験の実施に関し必要な事項は、資格委員会がこれを定める。

#### (合格証の交付)

第11条 本会は、試験に合格した者に対し、「合格証書」を交付する。

## 第 4 章 登録更新講習

#### (更新講習の開設)

第12条 本会は、外務員の登録の有効期限の満了により登録の更新を受けようとする者に対し、更新講習を開設する。

#### (更新講習の日数・内容)

第13条 更新講習の日数は1日とし、講習内容は主として関係法令、商品先物取引に関する専門知識、商業倫理等、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的とするものとする。

#### (更新講習の実施)

第14条 更新講習の開催日程、開催地その他更新講習の実施に関し必要な事項は、研修委員会の議を経て会長がこれを定める。

#### (修了証書の交付)

第15条 本会は、更新講習の受講を修了した者に対し、「登録更新講習修了証書」を交付する。

## 第 5 章 雑 則

### (受講及び受験手続)

第16条 会員、会員以外の商品取引員及び未許可法人は、その役員又は使用人及び役員又は使用人として採用しようとする者に講習会若しくは更新講習又は試験を受けさせようとするときは、別に定める様式により、所定の受講・受験料を添え、本会に申し込むものとする。

2 前項の受講・受験料は、研修委員会及び資格委員会の議を経て会長がこれを定める。

### (教材の交付)

第17条 講習会又は更新講習において使用する教材は、有償によりこれを交付する。

### (受講・受験の停止及び合格の取消し等)

第18条 本会は、不正の手段により講習会若しくは更新講習又は試験を受け若しくは受けようとした者に対し、その受講・受験を停止し、又は受講修了の認定を取り消し、若しくは合格を取り消すことができる。

2 会員は、会員が役員又は使用人として採用しようとする者に講習及び試験を受けさせたにもかかわらず、当該講習を受講した者及び当該試験に合格した者が入社しないこととなった場合には、ただちに本会へ届け出なければならない。

3 本会は、前項の規定により会員が届け出を行った場合には、当該受講者の受講及び当該合格者の合格を原則として取り消すものとする。ただし、会社都合により当該者が入社しないこととなった場合はこの限りではない。

## 附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

## 附 則

この改正は、理事会の決定があった日（平成7年1月25日）から施行し、平成7年4月1日以降に開催される講習会及び試験から適用する。但し、平成7年1月25日以降同年3月31日までの間に開催される講習会及び試験については、改正前の規則を適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条の講義科目に係る別表を改正。
- (2) 第9条第1項に係る試験科目を改正。

## 附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第1条、第2条、第4条、第9条第1項第5号、同条第2項、第10条、第13条及び第16条第2項を改正。第8条旧第2号を削除し、同条旧第3号を第2号に繰り上げる。

## 附 則

この改正は、理事会の決定があった日（平成11年7月14日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第3条に第3号を新設し、第16条第1項を改正。

## 附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条第3号及び第16条第1項を改正。

(2) 第3条第4号、第18条第2項及び第3項を新設。

【別 表】

講 義 科 目	内 容	講義時間
商 品 先 物 市 場 論	先物取引の特徴 商品先物市場の機能 商品先物取引の取引対象（上場商品等） 商品先物取引の利用形態 商品取引所の取引 商品先物取引の歴史、現状、展望	4 時間
商品取引所法令・諸規程	商品取引所法令 商品取引所定款 商品取引所業務規程	6 時間
受託業務の基礎知識	受託契約準則 商品取引員の位置付け、業務等 登録外務員の位置付け、職務等 健全な受託業務のための諸施策	12 時間
特 別 講 座	商業道德及び基礎教養	3 時間
	計 4 科目	25 時間

(注) 「上場商品の基礎知識」については、各商品取引員の社内研修により修得するものとする。





# 外務員研修・資格試験実施要領

本会が、外務員研修・資格試験規則（以下「規則」という。）に基づき行う講習会、試験及び更新講習は、本要領により実施する。

## 1. 講習会の開催

(1) 講習会は、原則として年4回、4月、5月、10月及び2月に開催する。

ただし、定款第42条第1項第4号の研修委員会（以下「研修委員会」という。）が必要と認めるときは、回数を増やすことができる。

(2) 講習会の開催日程は、毎年、研修委員会がこれを定める。

(3) 開催地は、次の5地区とする。

- ① 北海道
- ② 東京都
- ③ 愛知県
- ④ 大阪府または兵庫県
- ⑤ 山口県または福岡県

## 2. 試験の実施

(1) 試験は、年6回、5月、6月、7月、11月、2月及び3月に実施する。

ただし、定款第46条の外務員登録等資格委員会（以下「資格委員会」という。）が必要と認めるときは、回数を増やすことができる。

(2) 試験の実施日時は、資格委員会がこれを定める。

(3) 実施地は、次の5地区とする。

- ① 北海道
- ② 東京都
- ③ 愛知県
- ④ 大阪府または兵庫県
- ⑤ 山口県または福岡県

(4) 試験科目の区分及び出題数は、次のとおりとする。

- |             |   |      |
|-------------|---|------|
| ① 商品先物市場論   | } | 25 問 |
| 商品取引所法令・諸規程 |   |      |
| 受託業務の基礎知識   |   |      |

② 上場商品の基礎知識 5 問

- (5) 試験問題の形式は○×方式及び選択方式とする。
- (6) 試験時間は2時間とし、開始後1時間は退席を認めない。
- (7) 合格判定は、1問10点とし、総配点(300点満点)の80%(240点)以上とする。
- (8) 合格基準に満たなかった者は、それ以後実施される試験において再受験することができる。

### 3. 更新講習の開催

- (1) 更新講習は、毎年開催する。
- (2) 開催日程及び開催地等は、研修委員会がこれを定める。

### 4. 受講・受験の申込手続等

- (1) 受講・受験の申込みを行おうとする会員、会員以外の商品取引員及び未許可法人は、受講・受験者ごとに別紙様式1の「講習・試験申込書」に必要事項を記入し、受講・受験者全員についての総括表を添付して本会へ提出する。

なお、更新講習の受講申込書は別に定める。

- (2) 受験者は、原則として、受講した地区で受験するものとする。
- (3) 受講・受験の申込締切日は、講習会若しくは更新講習の開催初日の1週間前(その日が休日にあたる時は翌営業日とする。以下同じ。)とする。ただし、とくに必要があると認めるときはこれを変更することができる。
- (4) 受講・受験料は、前号の申込締切日までに、所定の銀行口座に振込入金するものとする。
- (5) 本会は、(1)の「講習・試験申込書」を受理したときは、受講・受験者ごとに「受講・受験番号」を付し、別紙様式2の「受講・受験票」を遅滞なく交付するものとする。
- (6) 受講・受験の申込みの取消しをする場合は、速やかに本会に届け出るものとする。
- (7) 受講・受験料は、講習会若しくは更新講習の開催初日の前日(その日が休日にあたる時は直前の営業日。以下同じ。)又は試験日の前日までに申込みの取消しがあった場合に限り、請求によりこれを返還する。

### 5. 未許可法人の提出書類

規則第3条第3号の別に定める書類は、法第190条の許可の申請書の写し、株主総会の決議その他のその役員又は使用人に講習会を受けさせようとする法人が当該許可

を受けようとすることを証する書面とする。

## 附 則

この要領は、平成3年10月2日から実施する。

## 附 則

この改正は、平成7年1月25日から実施し、平成7年4月1日以降に開催される講習会及び試験から適用する。但し、平成7年1月25日以降同年3月31日までの間に開催される講習会及び試験については、改正前の要領を適用する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

(1) 2の(4)、(7)及び(8)を改正。

(2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

## 附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1の(1)、2の(1)及び(2)を改正。

## 附 則

この改正は、平成11年7月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

4の(1)を改正し、5を新設。

## 附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 2の(4)②及び5を改正。
- (2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

# 講習・試験申込書(様式1)

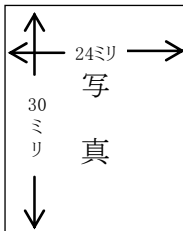
平成 年 月 日

商品取引員名 \_\_\_\_\_ (印)

会社番号	11		受講・受験番号	1	
ふりがな					
氏名	15		27		
元号	生年月日		採用年月日		
3. 昭和 4. 平成	41		48		
受講・受験別	受講	受講地区	1. 北海道 2. 関東 3. 中部 4. 関西 5. 西日本		
	受験	受験地区	1. 北海道 2. 関東 3. 中部 4. 関西 5. 西日本		

# 受講・受験票 (様式2)

平成 年 月 日



商品取引員名 \_\_\_\_\_ (印)

会社番号					受講・受験 番 号										
ふりがな															
氏 名															
元 号					生年月日					採用年月日					
3. 昭和 4. 平成															
受講・ 受験別	受 講	受講 地区	1. 北海道 2. 関東 3. 中部 4. 関西 5. 西日本												
	受 験	受験 地区	1. 北海道 2. 関東 3. 中部 4. 関西 5. 西日本												
受講 終了 印	第 1 日 目	第 2 日 目	第 3 日 目	第 4 日 目	第 5 日 目										

## 登録外務員講習会の会員講師の委嘱等に関する細則

### (目 的)

1. この細則は、会員役職員の登録外務員講習会講師（特別講座の講師を除く。以下同じ。）としての登録及び委嘱等について定めることを目的とする。

### (登録の基準)

2. 登録外務員講習会の講師の登録基準は、以下のとおりとする。
  - (1) 商品取引員または商品取引所若しくは商品取引関係団体等に5年以上従事した実績があり、かつ、現在勤務する会員である会社に2年以上勤務している者であること。ただし、過去に会員講師として登録したことがある者はこの限りではない。
  - (2) 商品取引員の社内研修の講師として、「外務員研修・資格試験規則」に定める講義科目の講義を3回以上行った経験を有する者であること。
  - (3) 登録外務員の欠格事項に該当していない者であること。
  - (4) その他本会が必要と認める要件を満たしている者であること。

### (登録候補者の推薦)

3. 会員は、当該会員会社の役職員を登録候補者として本会に推薦することができる。

### (登 録)

4. 本会は、3の規定により登録候補者として推薦を受けた者を、2の基準に照らし適当と認めるときは、その者を登録することができる。

### (会員講師の委嘱)

5. 本会は、登録者のうちから、登録外務員講習会の開催ごとに、予めその所属する会員の会員代表者と協議して、会員講師として委嘱することができる。

## 附 則

1. この細則は、平成4年2月14日から施行する。
2. 本細則を改廃する場合は、研修委員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この改正は、平成17年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 2の(2)を改正。
- (2) 2の(1)を削除。



平成 年 月 日

日本商品先物取引協会

会 長 殿

商品取引員名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

登録外務員講習会の講師の推薦について

このことについて、下記の者を登録外務員講習会の会員講師として推薦いたしますので、別紙「経歴書」を添えて申し込みます。

記

# 経 歴 書

		登録番号		
ふりがな 氏名			生年月日	大・昭 . . .
			本籍地	都・道 府・県
ふりがな 現住所				
最終学歴	年	月		
経 歴	年	月		
	年	月		
	年	月		
	年	月		
	年	月		
講師経験のある科目	1. 商品先物市場論 (経験回数 回) 2. 商品取引所法令・諸規程 (経験回数 回) 3. 受託業務の基礎知識 (経験回数 回)			
得意科目				
所属取引員名			所属職名	

## 受験資格付与に係る指定講習の認定基準等に関する細則

### (目 的)

1. 会員が外務員要員を対象として行う講習であって本会が認定したもの（以下「指定講習」という。）を『外務員研修・資格試験規則』（以下「規則」という。）第8条第2号に規定する講習として取り扱うものとし、本細則は、その認定に係る基準及び申請手続き等を定めることを目的とする。

### (認定基準)

2. 指定講習の認定は、以下の全ての基準を満たしていると認められるときに行う。
  - (1) 講習日数が5営業日以上であること。
  - (2) 講義科目、講義内容及び講義時間が、規則第4条及びその別表の要件を満たしていること。ただし、特別講座については、本会による統一的な講習とすること。
  - (3) 商品先物市場論、商品取引所法令・諸規程、受託業務の基礎知識及び上場商品の基礎知識の講義で使用する教材が、本会の登録外務員講習会用テキストと同一であること。
  - (4) 講義科目に係る講師は、「登録外務員講習会の会員講師の委嘱等に関する細則」に基づく日商協会員講師として登録された者又はそれと同等以上の者であり、かつ、その講師の配分計画が適切であること。
  - (5) 必要な研修設備を確保していること。
  - (6) 営業姿勢が良好であること。

### (申請手続き)

3. 会員は、「指定講習」の認定を受けようとするときは、「指定講習認定申請書」（以下「申請書」という。）（様式1）に次の事項を記載した書面（別紙様式参照）を添付して、本会に提出するものとする。
  - ① 過去2年間の定期採用者（新卒者）に対する社内研修の実績（講義科目、講義時間、講習期間、講師及び受講者数）
  - ② ①において使用した研修設備の名称、連絡先、収容面積、収容人数

### (認定)

4. 本会は、3. の申請内容からみて当該申請会員が相当の教育研修実施体制を整えていると認めるときは、当該会員の講習を「指定講習」として認定するものとし、その旨当該会員に通知（様式2）するものとする。

### (実施計画書の届出)

5. 「指定講習」の認定を受けた会員（以下「認定会員」という。）は、当該「指定講習」の開催ごとに、開催初日の1週間前までに次の事項を記載した実施計画書を本会に届け出るものとし、当該実施計画書は、2. の基準を満たしているものでなければならない。
- ① 講習日程（3. ①の様式に準ずる）
  - ② 講義科目、講義時間及び講習日ごとの講師の氏名及び役職名（3. ①の様式に準ずる）
  - ③ 講習を行う会場（3. ②の様式に準ずる）
  - ④ 受講予定者の名簿（「講習・試験申込書」及び「受講・受験者総括表」）

### (指定講習の報告)

6. 認定会員は、「指定講習」の開催ごとに、その終了後速やかに次の内容を記載した「指定講習」の実績報告書を本会に提出しなければならない。
- ① 講義科目ごとの講義時間並びに講師の氏名及び役職名（3. ①の様式に準ずる）
  - ② 開催の日時及び場所（3. ②の様式に準ずる）
  - ③ 受講者数及び受講修了者の名簿（「受講・受験者総括表」）

### (認定の取消し)

7. 本会は、認定会員の「指定講習」の実績報告書等からみて2. の基準を満たさなくなったときは、認定を取り消すものとする。

## 附 則

1. 本細則は、講習会カリキュラムの改訂のための『外務員研修・資格試験規則』の改

正に係る理事会決定があった日（平成7年1月25日）から実施する。

2. 細則3.の申請添付書類の①の実績に係る講義科目及び講義時間については、本細則の実施日から平成9年3月末日までの間は、以下のものを細則の2.の(2)の認定基準に代わるものとして取り扱うこととする。

① 商品取引所論	6 時間以上
② 法規・諸規程（Ⅰ）	6 時間以上
③ 法規・諸規程（Ⅱ）	6 時間以上
④ 法規・諸規程（Ⅲ）	10 時間以上
⑤ 受託業務の基礎知識	10 時間以上
⑥ 特別講座	4 時間以上
⑦ 上場商品の基礎知識	8 時間以上

---

合計 50 時間以上

3. 本細則を改廃する場合は、研修委員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この改正は、平成17年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

2の(1)、(2)及び(3)を改正。

「指定講習認定申請書」(様式1)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会  
会長 殿

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_

当社の講習を『外務員研修・資格試験規則』第8条第2号に規定する「指定講習」として認定されたく、申請します。

【別紙】 「細則」 3.に係る様式〔参考例・各社で作成〕

1. ①に係る書面様式

月日	講習科目	講義時間	講師名（役職名）	受講者数 又は 受講予定者数
				_____人
<hr/>				
合計	日	時間	講師実数	人
			うち内部	人
			外部	人

2. ②に係る書面様式

月日	使用会場名	連絡先	収容面積	収容人数
<hr/>				

「指定講習審査結果通知書」(様式2)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会  
会 長

申請者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

貴社より申請があった講習を厳正に審査した結果、「指定講習」として認定することとしたので、この旨通知する。

この後は、細則5及び6に従い、所要の措置を講ずることとされたい。